



市 章

大津市公報

令 和 6 年 3 月 25 日
号 外 (第 19 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 議 会 議 長 告 示

- 1 大津市議会会議規程の一部改正..... 1

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第1号

大津市議会会議規程(平成26年議会議長告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

大津市議会議長 竹 内 基 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(発言の許可)</p> <p>第32条 議場での発言は、全て議長の許可を得た後、議長が定める場所で行なければならない。</p> <p>(発言の通告及び順序等)</p> <p>第33条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 発言の通告をした議員が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても、発言しないとき、若しくは議場にはいないときは、その通告は効力を失う。</p> <p>5～7 一略一</p> <p>(代表質問の質問方式等)</p> <p>第39条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 代表質問の発言の順位は、所属議員数が多い会派から行う。</p>	<p>(発言の許可)</p> <p>第32条 発言は、全て議長の許可を得た後、議長が定める場所で行なければならない。</p> <p>(発言の通告及び順序等)</p> <p>第33条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 発言の通告をした議員が欠席したとき、<u>(条例第33条の2第1項の規定によりオンライン会議システムにより一般質問又は代表質問をする場合を除く。)</u>、又は発言の順位に当たっても、発言しないとき、若しくは議場にはいないとき<u>(同項の規定によりオンライン会議システムにより一般質問又は代表質問をする場合を除く。)</u>は、その通告は効力を失う。</p> <p>5～7 一略一</p> <p>(代表質問の質問方式等)</p> <p>第39条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 代表質問の発言の順位は、所属議員数が多い会派から行う。<u>ただし、条例第33条の2第1項の規定によりオンライン会議システムにより代表質問をする者があるときは、この限りでない。</u></p>

附 則

この告示は、令和6年3月25日から施行する。